

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年9月28日

【会社名】 株式会社スマートバリュー

【英訳名】 Smartvalue Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渋谷 順

【本店の所在の場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年9月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10.0円 総額49,636,550円

ロ 効力発生日

平成30年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加する。

今後の当社事業の拡大を図るための資本政策等に備え、現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

渋谷順、田村靖博、山田幸人、森田憲作、井上憲之、原正紀、寺田有美子の7名を選任する。

第3号議案に対する修正動議

招集通知発送後に、上記原案における取締役候補者の井上憲之が、一身上の都合で辞退を申し出たことに伴い、原案のまま決議を行った場合に取締役に空席が生じるおそれが生じました。そのため、株主より、取締役候補者井上憲之に変えて、藤原孝高を取締役として選任するよう修正動議が出されました。

第4号議案 監査役3名選任の件

細川 晴弘、永島 竜貴、大鹿 博文の3名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	31,439	38	0	(注)1	可決 99.9
第2号議案 定款一部変更の件	31,103	374	0	(注)2	可決 98.8
第3号議案(注)3 取締役7名選任の件 渋谷 順 山田 幸人 田村 靖博 森田 憲作 井上 憲之 原 正紀 寺田 有美子					

第3号議案に対する 修正動議				(注)6	
渋谷 順	31,152	325	0		可決 99.0
山田 幸人	31,142	335	0		可決 98.9
田村 靖博	31,150	327	0		可決 99.0
森田 憲作	31,147	330	0		可決 99.0
藤原 孝高	24,450 (注)4	6,683 (注)5	344 (注)5		可決 77.7
原 正紀	31,146	331	0		可決 98.9
寺田 有美子	31,152	325	0		可決 99.0
第4号議案 監査役3名選任の件					
細川 晴弘	31,442	35	0	(注)6	可決 99.9
永島 竜貴	31,445	32	0		可決 99.9
大鹿 博文	31,121	356	0		可決 98.9

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 第3号議案の原案については、招集通知発送後に取締役候補者である井上憲之が一身上の都合で辞退を申し出たことに伴い、原案のまま決議を行った場合に取締役に空席が生じるおそれが生じました。そのため、株主より修正動議（井上憲之に変わり、前任の取締役である藤原孝高を取締役候補者とする旨の修正動議）が出され、修正動議を先議しました。
 4. 賛成の個数は本総会当日出席（議決権行使書及び代理人による出席を含みます。）の株主のうち賛成が確認できた株主の議決権数であります。
 5. 書面により行使された議決権数のうち、井上憲之の選任に賛成の指示があったものは反対として、また、反対の指示があったものは棄権として、それぞれ取り扱っております。
 6. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。